

大磯町監査公表第 19 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 19 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類 定期監査

2. 監査の対象部課等 教育委員会教育部学校教育課大磯中学校

3. 監査の範囲及び事務 平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された令和元年度の 財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間 令和元年12月23日から令和2年1月29日まで

5. 監査の方法及び監査項目 平成31年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正 かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目 し、監査を実施した。 なお、監査に際しては、監査対象課である学校教育課大磯中学校より監査説 明書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実 施した。

6. 所掌事務の概要 学校運営に係る必要な消耗品の購入及び役務の実施、学校施設・設備の維 持管理、教育活動に必要な教材等消耗品の購入、学校図書の管理等を行って いる。

7. 監査の結果 令和元年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監 査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

- ・学校は、安全が第一であるので、施設や設備などに瑕疵が発生しないよう教育委員会と連携して安全確保に努めていただきたい。